



平成 22 年 6 月 21 日

各 位

会社名 日立電線株式会社
代表者 執行役社長 今井 光雄
(コード番号 5812 東証・大証 1 部)
問合せ先 人事総務本部総務部長
木暮 正一
(TEL. 03-6381-1050)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社である株式会社日立製作所について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く）又はその他の関係会社の商号等

(平成 22 年 3 月 31 日時点)

| 名称 | 属性 | 議決権所有割合 (%) | | | 発行する株券が上場されている金融商品取引所等 |
|---------------|-----|-------------|-----------|------|--|
| | | 直接 所有分 | 合算 対象分 | 計 | |
| 株式会社 日立製作所 | 親会社 | 53.0 | 0.1 | 53.1 | ・株式会社東京証券取引所 市場第一部 ・株式会社大阪証券取引所 市場第一部 ・株式会社名古屋証券取引所 市場第一部 ・証券会員制法人福岡証券取引所 ・証券会員制法人札幌証券取引所 ・ニューヨーク証券取引所 (米国) |

2. 親会社の企業グループにおける当社の位置付け、その他の当社と親会社との関係

(1) 親会社の企業グループにおける当社の位置付け、取引関係、人的・資本的關係

当社は、株式会社日立製作所（以下、「日立製作所」といいます。）及びそのグループ企業からなる日立グループに属しており、同グループの高機能材料事業の一翼を担っております。

日立製作所は当社の親会社であり、平成 22 年 3 月 31 日現在、日立グループは当社の総株主の議決権の 53.1%を所有しております。また、日立グループの従業員 19 名が当社に出向しているほか、当社からも日立グループへ 7 名が出向しております。なお、当社の取締役で、日立製作所の取締役を兼任している者はありません。

また、当社は日立製作所との間に、資金融通制度による金銭消費貸借、製品の売買、役務の提供、社標の使用許諾及び不動産賃貸借等の取引関係があり、日立製作所のグループ企業との間には、製品の売買及び役務の提供等の取引関係があります。

(2) 親会社の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、経営・事業活動への影響等

当社は、日立グループとの協力関係及びブランド価値の共有を維持することにより、その経営資源を有効に活用し、事業活動を行っています。

日立グループからの出向者は、主として人事交流を目的としたものであり、当社の経営方針の決定等に影響を及ぼし得る役職に就く者はありません。また、当社の事業活動は、日立グループとの取引に大きく依存する状況にはありません。

(3) 親会社からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策

当社は、当社及び当社グループの事業運営及び日立グループとの取引において、自立性を保つことを基本としております。

当社の取締役には、(株)東京証券取引所及び(株)大阪証券取引所に対し独立役員として届け出ている社外取締役1名が就任しており、第三者的な見地からの多様な意見を取り込むことにより、取締役会における意思決定プロセスの客観性及び独立性を高める体制を整えております。

また、日立グループとの取引条件は、市場価格等を参考に双方協議のうえ、合理的に決定されております。

(4) 親会社からの一定の独立性の確保の状況

当社は日立グループとの協力関係を保ちながら事業展開する方針ですが、当社の営業取引は日立グループへの依存度が低く、また、出向者の状況は、独自の経営判断を妨げるものではないことから、当社は、親会社から十分に独立性が確保されていると認識しております。

3. 親会社との取引に関する事項

平成22年3月期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)における日立製作所との取引の状況は以下のとおりでした。

| 取引内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|--------|----------|-------|----------|
| 貸付金の返済 | 1,943百万円 | — | — |
| 資金の借入 | 3,688百万円 | 短期借入金 | 3,688百万円 |

(取引条件及び取引条件の決定方針)

資金の貸借について、金利は市場金利を勘案して合理的に決定しております。この資金の貸借は日立製作所を中心とする資金融通制度を利用したもので、取引金額については純額で表示しております。

4. 親会社との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、コーポレート・ガバナンス報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」で定めた指針に則り、日立製作所と取引を行う場合には、独立当事者間取引を前提に、公正な市場価格に基づき、適正かつ適法にこれを行っております。また、事業の運営に当たり、日立製作所からの自立性を保ち、日立製作所とそれ以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある日立製作所との取引その他の施策を行う場合には、取締役会において多面的に議論し、これを決定しております。

以上の通り、当社は、少数株主の保護に対する方策を適切に履行しております。

以上